

結果公表様式

那須町環境基本計画（素案）に対するパブリックコメント（意見募集）の結果について

1. パブリックコメント実施状況

- (1) 募集期間 平成27年5月29日（金）～平成27年6月29日（月）
- (2) 提出者数 3名
- (3) 提出意見数 9件
- (4) 提出方法の内訳
 - メール : 2件
 - 郵送 : 0件
 - ファクシミリ : 0件
 - 直接提出 : 1件

2. 提出意見等の概要と町の考え方

No.	意見等の概要	町の考え方
1	○P1 地球温暖化は英語で <i>climate change</i> 、本来、気候変動と訳されるべきだと思います。	国の環境基本計画において「地球温暖化」という表現が使用されており、本計画においても、「地球温暖化」と表現しております。
2	○P7 上水道=町営水道なのでしょうか？	素案中の「上水道」では、町営水道の普及率等について述べています。「町営水道」の記載を入れます。
3	○P7 処理区域内の意味がわかりません。	ここでいう「処理区域」とは、下水道を利用できる区域のことを指します。説明書きを入れるなど、分かりやすい表記とします。
4	素案だからなのかもしれませんが、もう一段階具体的なものを提示した方が良いのではないのでしょうか。 ぱっと思いついた、ほんの一例ですが、 ・休耕田活用（ナスヒオウギアヤメ植樹・冬季湛水）（環境目標1） ・コンクリート護岸から石積み護岸へ（環境目標2） ・ツキノワグマ殺処分ゼロ（環境目標2） ・外来生物の駆除→堆肥化（環境目標2） ・生ごみの堆肥化（環境目標3） ・ごみ分別の細分化（環境目標3） ・沿道緑化（緑のトンネル＝気温を下げる）の推進（環境目標5） ・那須平成の森との連携（環境目標6） 那須町は観光で成り立っており、那須の良好な環境を求めて観光客はやってくるのです。マーケティング的な視点を加え、環境を守ること＝観光客増になること＝那須町への移住者が増えること、というサイクルになるのが理想だと考えています。	本素案では、環境目標ごとに基本方針を設定し、それぞれの基本方向や基本施策を示しています。 基本施策に関する具体的な取り組みについては、皆様からのご意見等を踏まえ、今後、検討していきます。

5	<p>第3章 環境の現状と課題について</p> <p>1 自然環境 (1) 森林・里地里山の課題に、乱開発対策を入れて頂きたい。</p> <p>那須町の森林が破壊されています。特に、太陽光発電による乱開発が目立ちます。美観の悪化も観光への影響は大きい。大規模な森林伐採に国立公園法は適用されているのでしょうか。</p> <p>また、構造上、建築基準法は適用されているのでしょうか。建ぺい率は適用されているのだろうか。6月に群馬県で発生した突風、乱気流によって、パネルが破壊され、支柱も折れた事故が発生しました。殊に、那須町は風の強い町です。構造の安全上の規定が必要と思います。</p> <p>また、廃業後の解体についても規定する必要があります。空き家問題と同様、廃業後、野晒しになる危険性があります。廃業後のスキリフトが無残な姿になり、景色も台無しになっている観光地があります。</p> <p>今から、解体費用の積み立て義務等、法規が必要と思います。あわせて、美観条例も必要と思います。</p>	<p>那須町の森林の保全も含めた適切な土地利用の指針に関しては、国土利用計画那須町計画や那須町土地利用調整基本計画等の中で規定しています。</p> <p>土地の利用にあたっては、自然環境への配慮や良好な景観形成が重要な要素であり、これらの計画等に基づき、適切な土地利用の誘導に努めていきます。</p> <p>森林・里地里山の課題及び自然景観の保全等の項目に関するご意見として参考にさせていただきます。</p> <p>また、太陽光発電設備設置については、設置場所や規模などにより、森林法や自然公園法、那須町景観条例などに基づく許可や届出が必要となります。なお、建築基準法の対象となる建築物や工作物には該当せず、都市計画法に基づく開発許可も要しないとされています。</p>
6	<p>2 生活環境には (1) 公害、(2) 廃棄物、(3) 放射能汚染の3項目がありますが、「空き家問題」も入れて頂きたい。</p> <p>特定空き家が生活環境を著しく悪化させています。屋根、窓、壁が損傷・腐敗しているもの、動物の巣になっているもの等々、衛生上極めて問題であり、非行の温床にもなりかねません。また、強風によって部材が飛び散ることもあり大変危険です。美観上の問題でもあります。本計画でも観光産業は本町の基幹産業と示されており、美観は観光地の命であります。是非とも対策と解決の指針を入れて頂きたい。</p> <p>空き家問題は、本町のみならず、全国に広がっています。各自治体では、解体、公共利用、民間利用に対する支援、税金の見直し、条例を作るなど様々な取り組みがなされています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 強風による飛散の危険 2 衛生上の危険 3 美観の悪化 4 非行の危険 <p>から、町民を守るため、基本理念にうたわれているように、健全で恵み豊かな生活を営む上で必要な良好な環境を確保するために、取り入れていただきたい。</p>	<p>人口減少や高齢化が進展する中で、全国的に「空き家」の増加が問題となっています。</p> <p>町では、この問題を重要な問題と認識し、平成27年度から「ふるさと定住課」を設置したところです。</p> <p>空き家問題については、定住対策の一環として取り組んでいきます。</p>
7	<p>(3) 放射能汚染の項に「放射能に汚染されるという極めて深刻な事態が発生しました。」とありますが、本当に、本町で、極めて深刻な事態が発生したのでしょうか。健康被害の事実やその恐れがあるのでしょうか。誤解を招く表現と思われる。こうした表現が安心感を損ねてしまい、風評被害を生み出すのではないのでしょうか。確かに、福島県の浜通り地区では、避難指示が出されるほ</p>	<p>ご指摘の部分については、国内の東北地方から関東地方にかけての広い範囲で放射能汚染という事態が発生したことを記載しましたが、誤解を与えていると思われる。ご指摘を受けて、誤解のないような表記に努めます。</p>

	<p>どの深刻な地域がありました。それらの地域から本町に避難された方も多くおられます。それは、本町が安全だからではないでしょうか。注意深く生きることは大切ですが、無用な恐れは、精神的な危険を生じます。</p> <p>この度、IAEA（国際原子力機関）が福島原発事故の最終報告をまとめ、重要な事が指摘されています。その一つは、「放射性物質の食品などへの影響評価では慎重しすぎる判断が事態を難しくしている。」です。学者や専門家たちが予見した事態が IAEA も指摘しています。</p> <p>今、国は、客観的なデータに基づいて新たな基準値の決定が求められています。本町においても、客観的なデータに基づいた新たな基準を設け影響評価をする必要があります。権威ある学者、専門家の知見を参考にすることも一つの方法だと思えます。</p>	<p>県の設置した有識者会議によれば、年間数ミリシーベルト程度の被ばくで健康影響が生じることは考えにくいとも言われておりますが、町民の皆さまが安全安心に暮らせる生活環境を確保し、放射線によるリスクをより軽減するためにも、被ばく線量を下げる取り組みは必要であると考えております。</p> <p>また、放射能に対する影響評価についても、今後新たな知見が発見されることも考えられますので、国と協力しながら情報収集に努めていきます。</p> <p>放射能汚染の項目に対する貴重なご意見として、今後の参考にさせていただきます。</p>
8	<p>P 1 2 (3)放射能汚染</p> <p>①現状について…記述が不十分と思われます。</p> <p>空間線量だけでなく、水道水、食品の汚染の実態は栃木県の発表した資料でもあきらかです。また文科省と県の資料でも深刻な土壌汚染の実態が記録されており、それらの記述を事実として盛り込むべきです。</p> <p>また「環境汚染が人の健康や…」の部分に町民の健康への不安が広く存在することも記述すべきです。また国と町単独の事業による除染などをしてもなおかつ、空間線量が国の示す基準まで下がらない実態、子どもたちが日常、長時間過ごす保育園、子ども園、小中学校の施設の線量の実態、子どもたちの通学路の除染が進まない現状を反映して下さい。</p> <p>「こうした現状を踏まえ…」の後には空間線量、食品などの測定のみならず、汚染による健康への被害を心配する声が多くあがっていること、全町民の健康調査への要望、特に子どもたちの健康調査を十分に行ってほしいという要望が強いことを記述して下さい。</p> <p>②課題として、「町の放射性廃棄物の仮置き場問題の解決、個人所有地内の仮置き場の早期解消」を入れてください。</p>	<p>放射能対策を進めるうえでの貴重なご意見として、今後の参考にさせていただきます。</p>
9	<p>P 2 1 ①放射能対策の推進</p> <p>●施策の基本方向のところ、「計画的に除染を進めます」の次に、「町民の安全をを図るために健康調査を将来にわたり実施していきます。」「除染や健康調査などをすすめる上でも、東電と国に原発事故・放射能飛散の被害の責任を認めさせ、施策推進を求めることが被災自治体である那須町の責務です。」と記述すべきです。</p> <p>●町の基本施策に、以下の施策を入れることを検討してください。</p> <p>1 安全安心の確保</p> <p>(1) 将来にわたって公の責任で継続的な全町民対象</p>	<p>施策の基本方向につきましては、施策の基本的事項について記載しています。施策に関する具体的な取り組みについては、今後、皆様からのご意見等を踏まえ、検討してまいります。</p> <p>放射能対策の推進に関する具体的な提案として、参考にさせていただきます。</p>

<p>の健康調査と医療的なケアを行います。</p> <p>(2)安全安心のために今後も甲状腺エコー検査、母乳、尿検査を実施し、検査機関の拡大、窓口無料化を行います。</p> <p>2 除染計画の推進</p> <p>(1)放射能汚染の実態を正確に掴み、計測値などの公表を継続します</p> <p>(2)住宅や事業所において、希望者には国の基準の0.23マイクロシーベルト毎時まで下がるように繰り返し除染を進めます。</p> <p>(3)子どもたちが長時間過ごす保育園、子ども園、小中学校の施設、通学路、公的な施設(図書館、公園等)の実態調査と十分な除染を進めます。</p> <p>(4)町の放射性廃棄物の仮置き場問題の解決、個人所有地内の仮置き場の早期解消をはかります。</p>	
--	--